10月定例教育委員会会議録			
	公開案件		
開催日時	平成30年10月16日(火) 午後1時30分から		
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室		
	委 中室教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、岡本委員、 員 【計5人出席】		
	事       務     黒田補佐、中垣、櫛田       局		
出席者	型理事者 【教育委員会】 尾崎教育総務部長、北谷学校教育部長、小橋教育総務部次長、高塚教育委員会事務局参事、廣岡学校教育部参事、福西教育政策課長、細川教育総務課長、山田教職員課長、中生涯学習課長、立石文化財課長、奥田中央図書館長、今中一条高等学校事務長、東畑学校教育課長、坂本いじめ防止生徒指導課長、野口保健給食課長、小林地域教育課長、吉元教育支援課長、宮廻教育相談課長		
開催形態	公開 (傍聴人 3人)		
議題	1 教育長報告 (1)奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について こ 議事 議案第29号 奈良市公民館条例の一部改正について 非公開 議案第30号 奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について 議案第31号 学校教育法施行細則の一部改正について 3 協議事項 「世界遺産学習の成果と改善について」		
決定取り纏め 事項	1 教育長報告 (1)奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正については、了承した。 2 議事 議案第29号 奈良市公民館条例の一部改正については、了承した。 非公開		

			議案第30号 奈良市文化財保護審議会委員の委嘱については、可 決した。
			議案第31号 学校教育法施行細則の一部改正については、可決し
			た。
			3. 協議事項   「世界遺産学習の成果と改善について」は情報交換・協議した。
	担当課		教育委員会 教育総務課
			議事の内容
教	育	長	皆さんおそろいのようですので、始めたいと思います。
教	育	長	まず、本日、5名の校長が出席をいたしております。
			紹介をいたします。
			東市小学校 岡野校長、平城小学校 小倉校長、西大寺北小学校 神谷校長、平城東中学校 矢追校長、富雄南中学校 平尾校長。
			开有仪式、下频水上子区 八起仪式、田福用工子区 下花仪式。
教	育	長	それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。
事	務	局	本日の資料は、事前にお配りしている資料のとおりです。また、お
			手元左側の資料は、9月から10月中に教育長決裁により承認いた
			しました教育委員会の後援、共催に係る事業一覧になっておりま
			す。以上、どうぞよろしくお願いいたします。
教	育	長	本日の委員会は全員が出席しており、委員会は成立します。
			ただいまから、10月定例教育委員会を開会いたします。
			本日の会議録署名委員は、都築委員、柳澤委員でお願いします。
教	育	長	次に、会議録の確認を行います。
			平成30年9月定例教育委員会(9月28日開催)の分で会議録で すが、会議録署名委員の畑中委員、岡本委員いかがでしょうか。
			THE PROPERTY OF THE PROPERTY O
畑	中 委	員	結構です。
岡	本 委	員	
教	育	長	案件に入る前に、3名の方から傍聴の申し出があり、傍聴規則第2
			条及び第3条の規定に基づきまして、3名の傍聴券を交付しました
			ので、ご報告します。 それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内願います。
			これいては、1万幅八ツ川で1万幅件*^〜糸ビ1順ピより。

教 育 長

それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、教育長報告1件、議事3件、協議事項1件です。 本日の案件のうち、議案第29号は議会の議決を経るべき案件であるため非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、非公開とすることに決定いたしました。

教 育 長

それでは、公開の案件から始めます。

教育長報告(1)「奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一 部改正について」教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

資料2ページの新旧対照表をご覧ください。

現行規則におきましては、学校規模適正化の業務については、平成30年度から第3条第6号の学校規模適正化計画に関することを教育政策課の事務とし、また、第4条施設係の第6号の学校の設置及び学校規模適正化(教育政策課の主管に属するものを除く。)に関することを教育総務課の事務として実施をしておりました。

加えて、平成29年度までは教育政策課の業務でありました第4条 就学係の第6号の通学区域の設置及び改廃に関することも平成3 0年度からは教育総務課の業務として実施をしておりました。

しかしながら、教育総務課におきましては、今夏の猛暑や地震等の 自然災害を受けまして、エアコン設置をはじめ早急に取り組むべき 業務、事案が数多くあることから、教育委員会全体の組織体制について見直しを行った結果、改正案のとおり平成30年10月1日から学校の設置及び学校規模適正化に関すること並びに通学区域の 設置及び改廃に関することを教育政策課の事務に変更するもので ございます。当該業務につきましては、変更後の教育政策課におき まして、体制を整えてしっかりとした取り組みを今後行おうとする ものでございます。

なお、規則改正につきましては、本来定例教育委員会会議に諮るべき案件ではありますが、このことにつきましては、10月1日付の人事異動と連動して、緊急に処理をしなければならない事案であり、会議に諮るいとまがなかったため、奈良市教育委員会処務規則第3条の2「緊急に処理を要しかつ会議をするいとまがないときは教育長は教育委員会の名においてこれを処理し、その結果を次の委

員会の会議に報告しなければならない」との規定に基づき、教育長 決裁により、規則の一部改正を行い、報告を行うものでございます。 以上でございます。

教 育 長

この件につきましてご意見、ご質問はございませんか。

本来教育委員会にかけて決定いただくということですが、10月1日の人事異動に伴いまして、処務規則に基づき当該規則の一部改正を行っております。エアコン設置も年度当初の計画では動かすことができないという判断で、このような対応になっております。よろしいでしょうか。

教育委員

異議なし。

教 育 長

それでは、ご意見がないようでございますので、教育長報告(1) 「奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について」 は了承いたします。

それでは、次に公開の議事に入ります。

議案第30号「奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について」文化 財課長、説明願います。

文 化 財 課 長

資料3ページをご覧ください。

奈良市文化財保護審議会につきましては、奈良市文化財保護審議会 条例第2条に所掌事務、組織につきましては、同条例第3条に規定 がございます。この規定に基づきまして、お手元1ページ、奈良市 文化財保護審議会委員(案)の表がございますが、13名の委員を このたび委嘱しようとするものでございます。

これら委員の皆様は、これまでも文化財保護審議会委員としてご指導を賜っていた方々でございまして、引き続きご指導を賜りたいと考えているところでございます。

任期につきましては、同条例第4条に基づき、平成30年11月1日から平成32年10月31日までの2年間と定めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長

この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。 女性委員は3人ですね。

文 化 財 課 長

はい。

教 育 長

11番から13番までの方が女性委員ですね。

文 化	財 課	長	はい。
教	育	長	全体から考えて、女性の割合が3割に達していません。前から指摘を受けているところですが、なかなか、専門分野のため難しいようです。
文 化	財 課	長	審議会の方々の中でも、その話はさせていただいているのですが、 やはり、担当分野の方々となりますので、その中での女性の方ということになると、なかなか難しいのが現状です。できる限りとは考えておりますが、現状このようになってございますので、ご理解いただければと思います。
教	育	長	事務局としても気になっていたところですが、都築委員、よろしい でしょうか。
都	至 委	員	はい、現状に向き合いきちっと対応していただいていると思いま す。
教	育	長	ご意見がないようでしたら、議案第30号「奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について」採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして異議ございませんか。
教育	<b>新</b> 委	員	異議なし。
教	育	長	異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決する ことに決定いたしました。
教	育	長	続きまして、議案第31号学校教育法施行細則の一部改正について」学校教育課長、説明願います。
学校	教 育 課	長	今回改正しようとする学校教育法施行細則の内容につきましては、これまでは紙媒体でしか処理できなかった出席簿を統合型校務支援システムを使い処理、作成できるように変更しようとするものでございます。 資料2ページに、学校教育法施行細則新旧対照表をつけております。 現行では、在学する児童・生徒の出席簿の様式は別記第6号様式とするとなっておりますが、改正案といたしましては、その文言に加えまして、「前項の出席簿は、統合型校務支援システム(電子計算機を利用して校務に関する事務を行うための情報処理システムをいう。)で作成されるものをもって、これに代えることができる。」

と変更したいと考えおります。

統合型校務支援システムは、現在文部科学省の次世代学校支援モデル構築事業におきまして、奈良市立学校の一部モデル校で導入されており、また、今後県レベルでこのシステムの整備が予定されていることから、細則の一部を改正しICTの活用によって出席簿の作成を可能とすることで、学校事務の効率化、情報の一元的な管理等が進んでいくものと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教 育 長

この件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。 はい、どうぞ、柳澤委員。

柳澤委員

文末が、「代えることができる」と書いてありますが、ここの趣旨 は、速やかに移行するというスタンスなんでしょうか。

学校教育課長

先ほど申しましたように、現在システムが入っているところと、入っていないところがございます。したがって、入っていないところにつきましては、従来のように紙媒体で処理する必要がございます。入っているところにつきましては、ICTのこのシステムを使って出席簿を作成したいと考えております。

柳澤委員

はい、分かりました。

教 育 長

ほかに、何かございませんでしょうか。

都築委員

モデル校で行っているということですが、現在、このシステムを導入している学校が何校で、今後導入を増やす予定があるのであれば、聞かせていただけますでしょうか。

学校教育課長

今、この文部科学省の事業で導入しています学校は六条小学校、佐 保小学校、富雄第三小学校、富雄第三中学校でございます。

今後、県が国の委託事業として、この校務支援システムを整備する という計画がございますので、その計画が実行されますと、全ての 学校にこの統合型校務支援システムが入る予定となっています。 以上でございます。

都 築 委 員

それは、どのぐらい先のことですか。

学校教育課長

もう委託事業はとっておりまして、早ければ来年です。来年度末を 目途にこの統合型校務支援システムを入れる予定ということで、今 県とも調整を図っているところでございます。

都	築委	員	はい、ありがとうございます。
教	育	長	それでは、ご意見が無いようですので、議案第31号「学校教育法施行細則の一部改正について」採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして異議ございませんか。
各	委	員	異議なし。
教	育	長	異議なしと認めます。 よって、議案第31号は原案どおり可決することに決定をいたしま した。
教	育	長	次に、協議事項に入ります。 10月からは、それぞれの教育委員の方々より、事前に提案をいただきましたテーマについて議論を進めていきたいと思います。協議事項の進行につきましては、そのテーマを提案いただいた方に進行をお願いするということになります。10月の協議事項は「世界遺産学習の成果と改善について」というテーマで柳澤委員から提案をいただきましたので、協議の進行を柳澤委員にお願いしたいと思います。 世界遺産学習のテーマでございますので、学校教育課の担当指導主事が同席をさせていただくということで、許可をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
教	育 委	員	はい。
教	育	長	それでは、これから1時間半ぐらいを目途に、教育委員の議論に入りたいと思います。
協	議事	項	3 協議事項「世界遺産学習の成果と改善について」
			テーマについて意見交換及び協議を行った。
教	育	長	それでは、これより非公開審議に移りたいと思います。傍聴していただいている方は、ここで退席をいただきます。
非	公 開 案	件	この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公 7

			開とする。
生	涯 学	習長	議案第29号「奈良市公民館条例の一部改正について」生涯学習課より概要説明
			〈異議なし〉
			本件は原案どおり可決することに決定した。
教	育	長	これで、本日の案件は全て終了いたしましたが、この他に何かご意 見、連絡事項等はございませんか。
事	務	局	はい。
教	育	長	それでは、次回の定例教育委員会の日程をお知らせいたします。 11月定例委員会は11月20日(火)、午前10時から開催いた します。 それでは、これをもって本日の定例教育委員会を閉会いたします。